

## 弘前市土木工事「週休2日確保工事」実施要領

### 1 適用

本要領は、弘前市が発注する土木工事における週休2日確保工事の積算方法に適用する。

対象は、青森県県土整備部制定及び国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」により積算された土木工事の内、次項の条件を満足する工事とする。但し、予定価格が130万円以下（消費税及び地方消費税を含む）の工事は対象外とし、工事特性を鑑みた上で、判断できることとする。

なお、本要領で定められていない事項については、原則として青森県県土整備部制定の“県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領”による。但し、「8 証明書の発行」は除く。

本要領を、上下水道部及び農林部発注工事に適用する場合は、次の表に掲げる字句を読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句 (上下水道部発注工事)	読み替える字句 (農林部発注工事)
青森県県土整備部制定及び国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」	青森県県土整備部制定及び国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」並びに上下水道部発注工事に係る各工事積算基準書等	農林水産省土地改良工事積算基準、治山林道必携 積算施工編
青森県県土整備部制定の“県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領”	青森県県土整備部制定の“県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領”	青森県が発注する農業農村整備事業の農業農村整備事業における「週休2日確保工事」試行要領

### 2 週休2日確保工事の発注

工事発注時、以下の(1)から(4)の順に選択することとし、週休2日の確保方法、発注者による指定の有無及び週休2日の対象外とする期間（当該工事特有のもの）を特記仕様書に明示する。

#### (1) 発注者指定型（完全週休2日）

現場閉所による完全週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により完全週休2日の確保を行わなければならない。

なお、弘前市の発注標準工事金額が「A等級」に該当する工事を対象とする。

#### (2) 発注者指定型（現場閉所）

現場閉所による週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により週休2日の確保を行わなければならない。

以下の両方を満たし、且つ弘前市の発注標準工事金額が「A等級」に該当する工事を対象とする。

ア 当初工期が以下のいずれかにより設定されていること

(ア) 土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)における標準工事日数以上を確保している工事

(イ) 積上げにより週休2日に対応した工期を設定している工事

イ 以下に該当しないこと

(ア) 災害復旧工事や応急対策等、早期完成が特に求められる工事

(イ) 時間的制約を受ける工事

(ウ) 維持管理工事等、工事特性から本方式の適用が妥当でないと判断される工事

(3) 発注者指定型（交替制）

現場閉所による週休2日の確保が難しい現場等において、交替制による週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。

以下のいずれかに該当し、且つ弘前市の発注標準工事金額が「A等級」に該当する工事を対象とする。

ア 維持管理工事等、事前に現場閉所日を設定することができない工事

イ その他、工事特性から本方式の適用が望ましい工事

(4) 受注者希望型

工事発注後、受注者が週休2日の実施を希望し、現場閉所又は交代制による週休2日確保に取り組むことができる方式である。

原則として、上記（1）から（3）に該当しない全ての工事を対象とする。

(5) 対象外工事

全ての工事は上記（1）から（4）のいずれかを選択することを原則とするが、以下の工事は対象外とする。

ア 緊急を要する工事

イ その他、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事（小規模工事等）

1 附則

この要領は、令和6年4月1日以降公告、又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和6年11月1日以降起案する工事から適用する。